

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

<取組を紹介する地方公共団体>

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

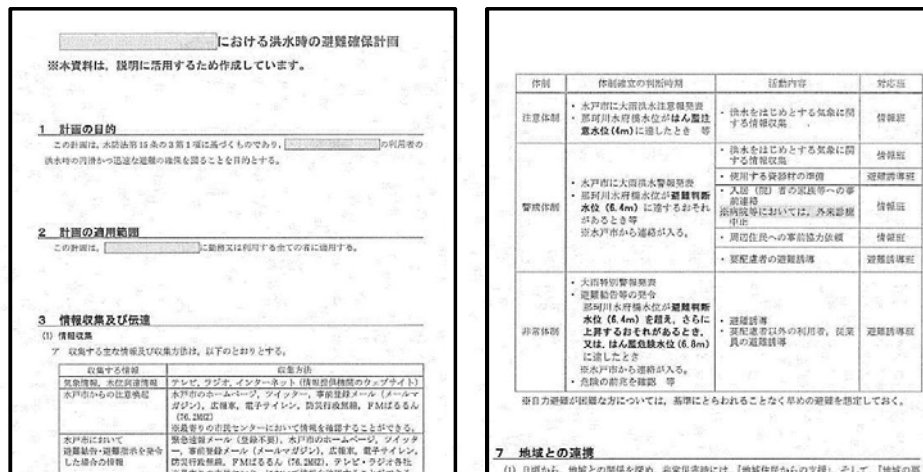
避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準（洪水予報等によるトリガー）等を記載。
- 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

<独自のひな形を作成>



この計画は、水防法第16条の3第1項に基づくものであり、[]の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

この計画は、[]に参照又は利用する全ての者に適用する。

3 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
緊急警報、緊急伝達情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機能のウェブサイト）
水戸市からの伝達情報	水戸市のホームページ、ツイッター、事前登録メール（メールアドレス）、広報車、電子サイレン、防災行政無線、FMほたるん（FM 200.2）
避難センターの状況	避難センターにおいて情報を確認することとする。
水戸市において避難勧告・避難指示が発令された場合の情報	緊急伝達メール（登録不要）、水戸市のホームページ、ツイッター、事前登録メール（メールアドレス）、広報車、電子サイレン、防災行政無線、FMほたるん（FM 200.2）、テレビ、ラジオ各生放送局の生放送等による伝達情報等

作制	作制確立の判断時期	活動内容	対応品
注意体制	水戸市に大雨洪水注意警報発令 ・ 那珂川水府橋水位がはんば危険水位（4m）に達したとき 等	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報誌
警戒体制	水戸市に大雨洪水警報発令 ・ 那珂川水府橋水位が避難判断水位（5.4m）に達するおそれがあるとき等 ・ 那珂川市から連絡が入る。	・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・ 入居（退）者の家族等への事前連絡 ・ 避難所等においては、外周避難所等 ・ 周辺住民への事前協力依頼	情報誌 避難誘導紙
非常体制	大雨特別警報発令 ・ 避難勧告等の発令 ・ 那珂川水府橋水位が避難判断水位（6.4m）を超過、さらに上回るおそれがあるとき、又は、はんば危険水位（6.8m）に達したとき ・ 那珂川市から連絡が入る。 ・ 危険の前兆を確認 等	・ 避難誘導 ・ 避難所以外の利用者、従業員等の避難誘導	避難誘導紙

7 地域との連携

(1) 目視から、地域との関係を確認、非常発生時には、「地域住民からの支援」を以て、「地域の原

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成
- 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

<施設への個別対応>

- ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説
- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

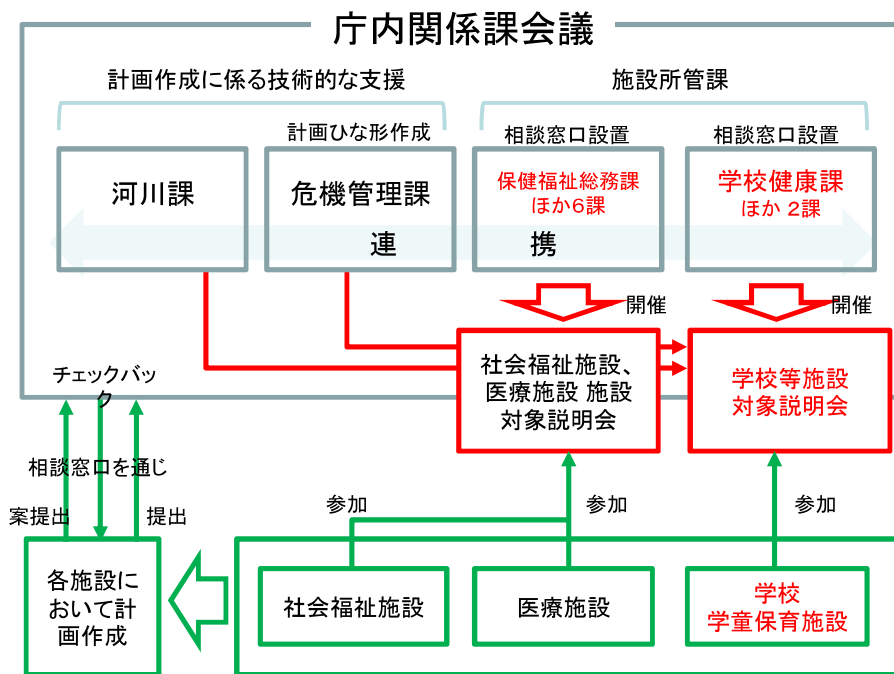
避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)

97% (65/67)

宇都宮市の取組事例

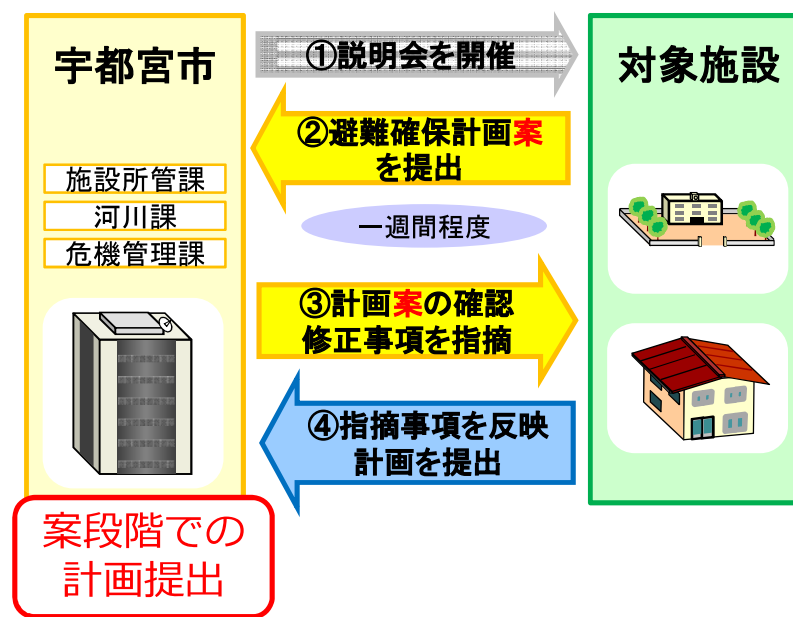
- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「**庁内関係課会議**」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

< 庁内関係課会議を設立 >



施設に対して効果的な助言・はたらきかけ

< 計画の提出方法に工夫 >

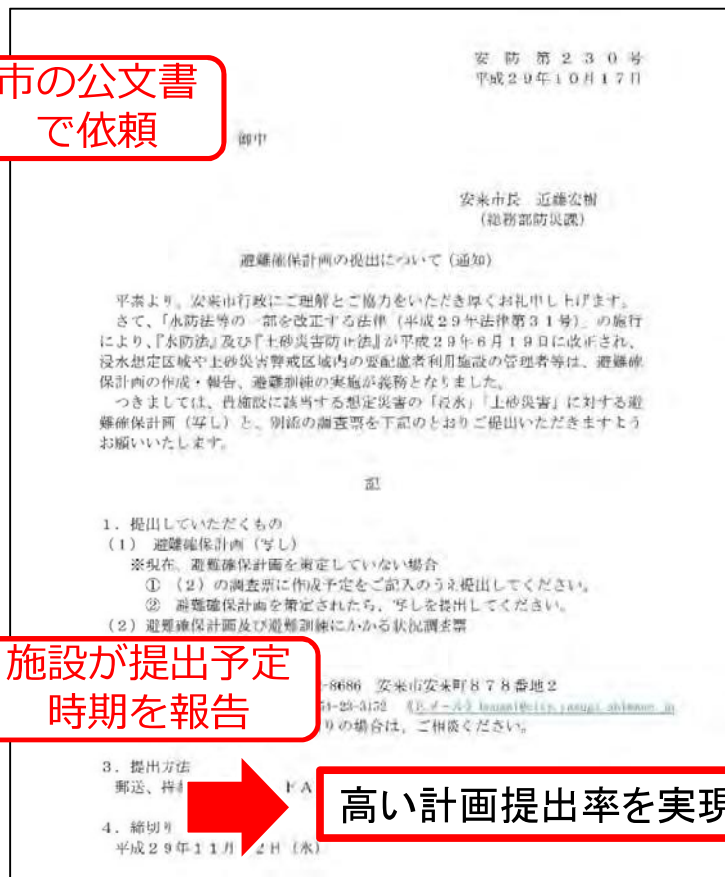


避難確保計画の作成状況 (平成30年10月末時点) **100% (49/49)**

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

<計画作成依頼方法を工夫>

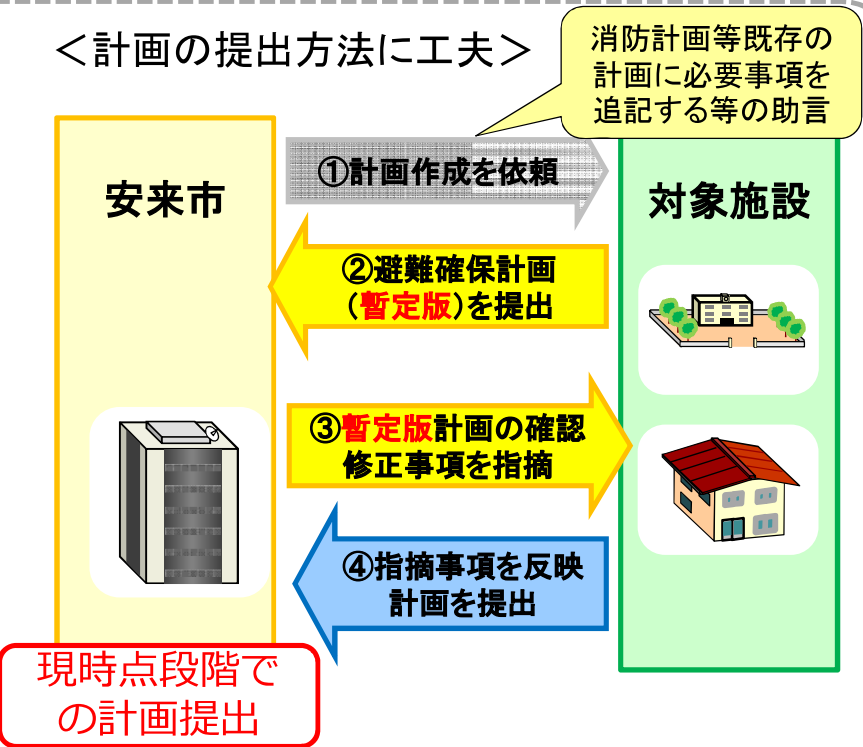
市の公文書
で依頼



施設が提出予定
時期を報告

高い計画提出率を実現

<計画の提出方法に工夫>



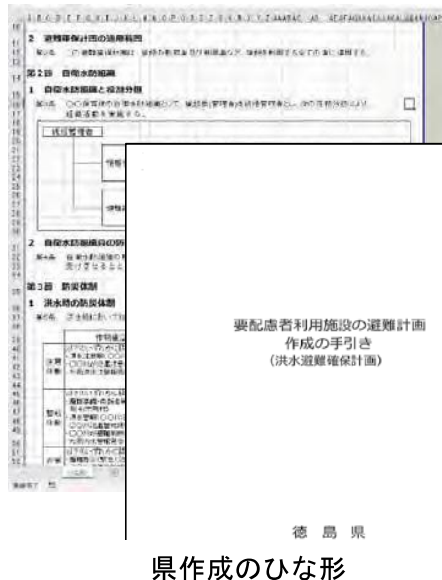
避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **80%(41/51)**

- 河川整備課内に**専任の担当者**を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
- 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
- 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

＜専任担当者の配置＞

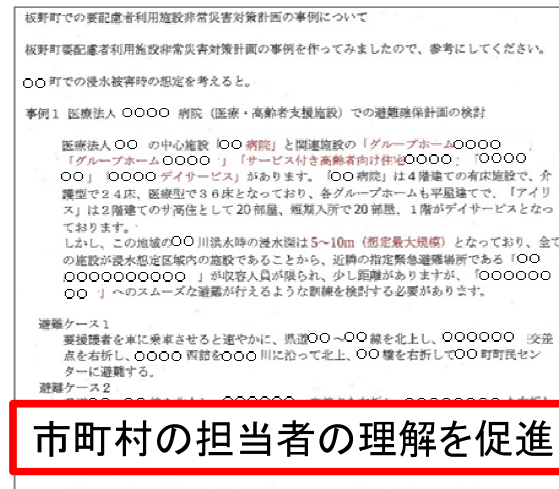
- 河川整備課内に**専任の担当者**（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
- 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を**電話等で直接説明**。

＜独自のひな形の作成＞



徳島県
県作成のひな形

＜市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供＞



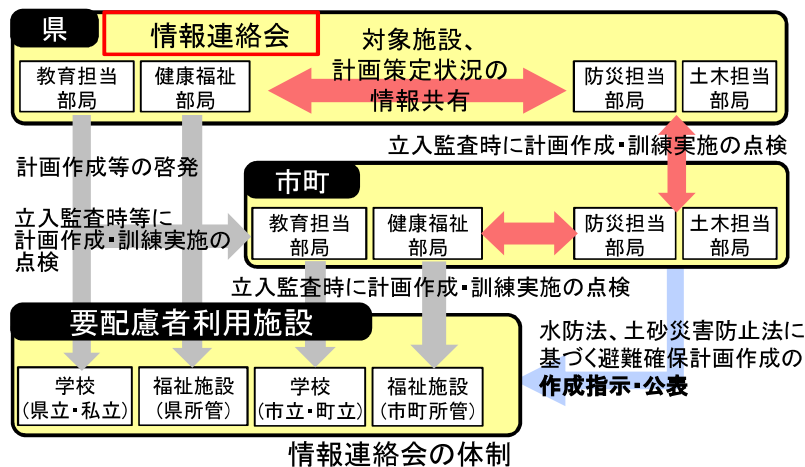
○国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ**独自のひな形**を公表することで施設の計画作成における負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年9月末時点) **47%** (843/1,788)
県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

- 県庁内関係部局の連携を図るため、「**情報連絡会**」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町に提供。

<情報連絡会を結成>

- 関係部局から構成される「**情報連絡会**」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



適切な役割分担により取組を効果的に促進

<市町村への情報提供>



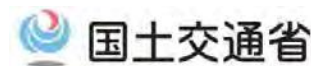
GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示

- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

市町村における対象施設選定の負担を軽減

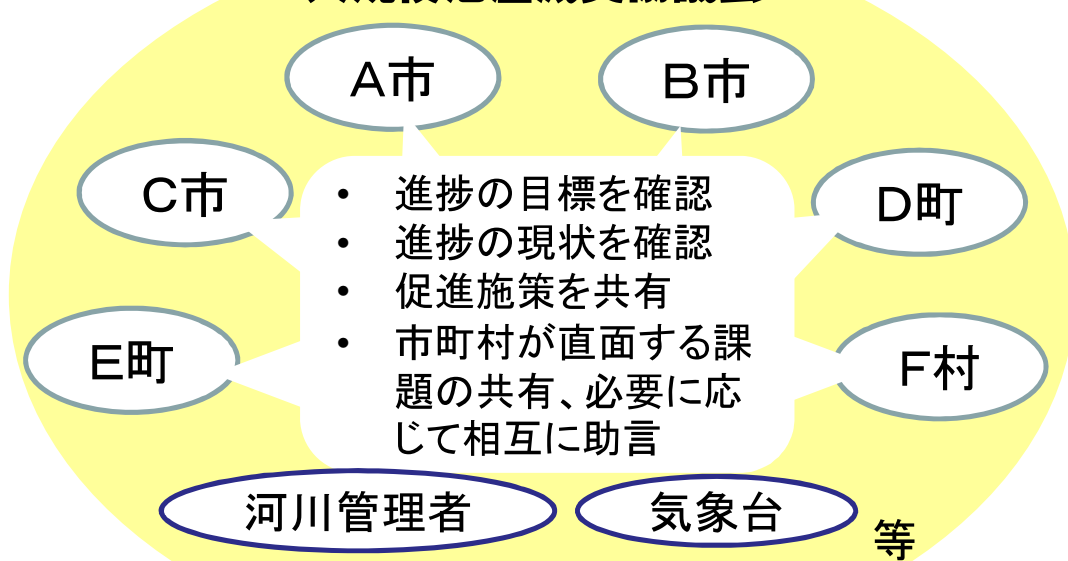
避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **36% (235/658)**
県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上

要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進



- 2021年度までに要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するため取組を加速させる必要
- 大規模氾濫減災協議会において、各市町村の2021年度までの進捗目標、進捗の現状及び促進施策を共有

大規模氾濫減災協議会



目標

2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

図 進捗状況及び促進施策の報告様式

【〇〇市】要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進<目標と取組> 記入例					
水防法改正	実績 計画 〇〇% 訓練 〇〇%	<現在> 実績 計画 〇〇% 訓練 〇〇%	目標 計画 〇〇% 訓練 〇〇%	目標 計画 〇〇% 訓練 〇〇%	目標 計画 〇〇% 訓練 〇〇%
2017.6	2018.3	2019.3	2020.3	2021.3	2022.3
2018年度までの取組			2019年度以降の取組		
<ul style="list-style-type: none"> 2017年7月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の5第2項に基づき避難確保計画の作成するよう市長等に通知。 			<ul style="list-style-type: none"> 要領をめぐり講習会プロジェクトを実施。 講習会に参加しなかった施設に対し、再度避難確保計画作成について通知。 避難確保計画が作成されていない施設に対して、電話等で個別に催告を依頼。 役所内に関係部署を横断するタスクフォースを設置。施設管理者からの質問対応等に、ワンストップで対応可能体制構築。 		
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は、〇〇市河川洪水想定区域画が想定最大水の利用に起因したものに更新されることにより、対象施設が増加する予定。 					

「大規模氾濫減災協議会」の運用について(平成29年6月19日)【抜粋】

7. 協議会での取組事項

- (1)①-1カ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援
- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
 - ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。